

＜令和6年度＞ 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ 『デジタル化の推進施策に係る財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
1	農林水産振興課	<p>(指摘)OSのサポート切れ</p> <p>森林の位置情報システム(GIS:Geographic Information System)の切り替え費用である。主な用途は、該当地域が愛媛県の森林計画に含まれているか否かを確認することであり、森林計画に含まれている場合は、森林の伐採に許可が必要となる。これまで使用していた位置情報システムは、搭載されているコンピュータのOSのサポートが終了しており、稼働が不安定な状態に置かれていた。システムの更新あるいは再構築を検討するにあたり、関係機関との連携を考慮し、一般社団法人中予森林管理推進センターおよび松山流域森林組合が使用しているシステムと同一のものに切り替ることとした。この結果、データでのやり取りが可能となり、業務の効率化につながった。</p> <p>従来使用していた位置情報システムは平成24年に導入したものであり、オペレーティング・システムとしてWindows7の上で稼働していた。Windows7は令和2年1月にサポートが終了している。サポートが終了しても直ちにソフトウェアが使用できなくなることはないが、サポート終了後は、セキュリティリスクが高まり、データ流出の可能性や、ウイルスやマルウェア、サイバーアクションに対する脆弱性が一般的に指摘されている。</p> <p>担当課にピアリングを行ったところ、スタンドアロン端末としての利用に機能的な支障がなく、サポート終了後も継続稼働していたことに關して、業務に重大な支障を与えるような事案は発生していないと聞いているが、相当の期間リスクに晒されながら業務が遂行されてきたことから、適切な時期にオペレーティング・システムの更新を行うべきであったと考えられる。</p>	措置済	<p>従来使用していた位置情報システムのOSのサポート切れに伴い、セキュリティリスクが高まることは認識していたが、スタンドアロンシステムであり、ネットワークを通じたリスク発生の可能性は低いと考え、現実に問題が発生する危険性を過小評価していたことに加え、システムに使用していたPCの仕様が古く、事実上新しいOSに対応していなかったことが理由で適切な対応ができていなかったものである。現システムでは、本年4月15日にWindows10からWindows11へのアップデートを行った。</p> <p>今後は、OSベンダーのサポート期間等の情報を注視し、PC自体の更新も計画的に行う。</p>	65
2	デジタル戦略課	<p>(指摘)事業の公平性について</p> <p>本事業の目的は、「地域のコミュニティが、主体的にコミュニティの活動方法(現地・オンライン・ハイブリッド等)を選択して活動できる体制を整えることで、活動の持続可能性を高め、市民生活の質を向上させること」であり、令和5年度・6年度に松山市内の31のまちづくり協議会及び41の公民館等から、希望のあったコミュニティ(14団体)を対象にデジタル活用に向けた支援を実施していたが、「【意見】将来の方針について」でも触れたとおり、松山市の各課を対象としたニーズ調査で回答がなかったことをもって事業終了の判断を行っている。</p> <p>しかしながら、ある程度のニーズがあるものと判断して本事業を始めているにもかかわらず市内部のアンケートのみをもって事業終了の判断を行うことは、本事業を認知していないがデジタル化の支援を受けたいという希望を持つコミュニティにとってはその機会を失うものであり、公平性に欠けるといわざるを得ない。</p> <p>この指摘に対して市の回答は『松山市の全ての地域コミュニティを対象とすることが理想ではあるが、限られた予算と人的リソースの中でそれを実現することは困難であることから、本事業は横展開が可能なモデルケースの創出を目的として行った。特に、ソフト面のデジタルデバイド対策はただ講習をするだけでは活動の中に根付かせることが難しく、コミュニティの中に入って実情に応じた伴走支援を行うことが重要であることから、一度に多くの団体を対象に支援を行うことが難しい。そのため、広く募集を行うのではなく、団体を所管する部署に聞き取りを行う中で、地域の中心的なコミュニティであるまちづくり協議会と公民館の中から希望する団体を対象に実施することになった。』と言うものであった。</p> <p>確かに、「ソフト面のデジタルデバイド対策はただ講習をするだけでは活動の中に根付かせることが難しく、コミュニティの中に入って実情に応じた伴走支援を行うことが重要であることから、一度に多くの団体を対象に支援を行うことが難しい。」という回答も多々ではある。しかし、だからと言って事業を実施する松山市が対象とするコミュニティの範囲を限定する理由にはならないのではないか。まして、広くニーズ調査を行うことなく事業廃止の決定を行うことは時期尚早ではなかろうか。</p> <p>地域の高齢化等により、活動の参加者が少なくなり、コミュニティ活動を遂行するのが困難になっている地域コミュニティにおいては、活動の持続可能性を高めることは喫緊の課題である。そのような中で希望を出すことができなかったコミュニティに属している多くの市民は、この事業の恩恵を受けることができていない。</p> <p>現在は、まちづくり推進課において、本事業で創出したモデルケースを横展開し、まちづくり協議会を対象に事業を継続しているとのことだが、より多くの団体を対象に、支援を実施できるよう事業を検討すべきであったと考える。</p>	措置済	<p>本事業の目的である横展開可能なモデルケース創出の観点から、地域コミュニティを所管する庁内各課を通じてニーズ調査を実施した。</p> <p>本事業については令和6年度をもって終了したが、今後、地域コミュニティの支援を目的とした事業を検討する場合には、庁内各課が所管する地域コミュニティに限定せず、限られた予算および人的資源の範囲内で広く希望する地域コミュニティが活用できるような内容とする。</p>	106

＜令和6年度＞ 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『デジタル化の推進施策に係る財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
3	水道管路管理センター 契約課	<p>(指摘)検査について</p> <p>地方自治法 234 条の2第1項によると、「普通地方公共団体が…請負契約…を締結した場合においては、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認…をするため必要な…検査をしなければならない。」と規定されており、同法施行令 167 条の 15 第2項には、「地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類…に基づいて行わなければならない。」と規定されている。また、松山市委託業務評価要領5条2項には、「検査員は、松山市契約規則第 65 条の規定による検査時に検査調書…を作成し、評価を行うものとする。」と規定されており、同条1項には、「監督員は、契約締結後、委託業務ごとに「委託業務チェックシート」…を作成し、隨時履行状況を把握して評価を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>国際航業株式会社松山営業所との委託業務にかかる契約は、委託業者にシステムの再構築という仕事の完成を目的として行われるものであり、その法的性質は請負契約(民法 632 条)に該当するものと思われるため、本事業の成果物等が契約書、仕様書等に適合するかの検査を行わなければならず、その際、委託業務チェックシートや検査調書を作成し、評価を行う必要がある。</p> <p>本事業において、検査調書の作成はなされているが、適正であるという結果のみの記載であり、成果物につき、どのような方法で検査がなされ、どのような基準で評価がされたのかについて、特段の記載はなく、委託業務チェックシートも見受けられない。監査人が市に対し、検査の方法等について質問したところ、契約書及び仕様書、納入物件一覧表に基づき、機能要件を満たしているかなどを確認し、実施したという回答であった。</p> <p>本事業は、市の業務において使用していた水道台帳管理システムを新たに再構築するというものであり、当該システムに要求される仕様も多岐に渡るため、出来上がったシステムが契約書、仕様書等に適合するものであるのかについて判断するためには、評価基準を設け、チェックリストを用いるなどし、漏れなく十分に検査する必要がある。</p> <p>松山市では、平成 31 年4月から、検査の客観性をより担保するため、検査調書を作成する際に「委託業務チェックシート」の作成を必要としている。このシートは評価のプロセスを見える化し、第三者が確認できる有効な手段であることから、適切に運用されるよう改められたい。</p>	措置済	<p>本事業の検査等は、契約書及び仕様書、納入物件一覧表に基づき、成果品が機能要件を満たしているかなどを確認し実施しており、その結果は適正で、評価も適切であるとしたが、委託業務チェックシートを用いた検査等は実施していなかった。</p> <p>今回の指摘を受けて、委託業務チェックシートを用いて、改めて成果品や打合せ記録簿などを基に履行状況や完成したシステムを再確認したところ、問題なく業務が完了していることを確認できた。</p> <p>今後は「委託契約事務の手引き」に記載のあるとおり、検査調書を作成する際には、委託業務チェックシートを適切に運用するよう改め、担当者に周知徹底させることとする。 (水道管路管理センター)</p> <p>契約課から各課へ、委託業務完了後、松山市委託業務評価要領に基づき、検査を行う際は、委託業務チェックシートの作成が必要であることを再度周知し、また、委託の実務を行っている各課の担当者を対象に研修を行った。(契約課)</p>	130